就職に有利な資格取得を応援します!!
平成３１年度熊本市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
貸付（*入学準備金*）のご案内

社会福祉法人　熊本市社会福祉協議会

１　事業の目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して高等職業訓練促進資金を貸し付けることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立促進を図ることを目的とします。

２　貸付の対象者

熊本市に住所を有するひとり親家庭の親であって、平成２８年１月２０日以降に養成機関に入学し、母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する訓練促進給付金の支給を受けている方。

※　専門実践教育訓練給付金を受給する方並びに介護福祉士修学資金及び保育士修学資金の貸付を受ける方は対象外となります。

３　貸付額と利子

（１）　貸付額は、以下のとおりです。

入学準備金　５０万円以内（訓練促進給付金の支給決定後に貸付申請）

※　貸付金額は千円単位とします。（千円未満は切り捨て）

（２）　利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年１％となります。ただし、返還債務の履行期限を過ぎた場合は年５％の延滞利子を徴収します。

※　連帯保証人は、次の要件を満たすことが必要です。

①　返還債務を負担することができる資力を有する成人（市町村民税の所得割が課税されている方）

②　原則として県内に住所を有する方

③　申請者が未成年である場合は、連帯保証人は法定代理人（親権者等）でなければなりません。

４　返還債務の免除

次の場合は、貸付金の返還が全額免除されます。

（１）　養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から１年以内に就職し、原則として熊本県内において、取得した資格が必要な業務（以下「返還免除対象業務」という。）に５年間引き続き従事（１週間の所定労働時間が２０時間以上とす

る。）したとき

（２）　返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡又は心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき

★注意

養成機関を中途退学したとき、養成機関の課程終了後に返還免除対象業務に従事しなかったとき、５年間引き続き返還免除対象業務に従事しなかったときなど、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなった場合には、貸付金の全部又は一部を返還していただきます。

５　申請の手続き方法

熊本市社会福祉協議会又は各区の社会福祉協議会事務所に次の書類を提出してください。ホームページからダウンロードできます。

＜提出書類＞

①　訓練促進資金貸付申請書（様式第１号、両面印刷）

②　訓練促進給付金の支給決定通知書（写し）

③　在学（在籍）証明書

④　訓練促進資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第２号）

⑤　世帯全員の記載のある住民票（個人番号の記載がないもの）

⑥　連帯保証人の所得課税証明書

６　申請受付開始

【第１期受付期間】平成 31 年 6 月 17 日（月）から平成 31 年 7 月 24 日（水）まで

【第２期受付期間】平成 31 年 10 月 1 日（火）から平成 31 年 11 月 29 日（金）まで

７　貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の決定又は不承認について申請者あてに通知します。

貸付決定者には、借用書及び銀行口座振込依頼書を提出していただきます。

８　貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付決定後に提出された上記７の書類等に不備等がなければ、指定口座に一括で振り込みます。

９　問い合わせ先

社会福祉法人　熊本市社会福祉協議会　総合相談・貸付班

〒860－０００４　熊本市中央区新町２丁目４－２７　３階

TEL　096－２８８－２７４２　　FAX　096－359－１８００

※ 申請書の提出は、各区社会福祉協議会でも受け付けられます。詳しくは、本会ホームページをご覧ください。